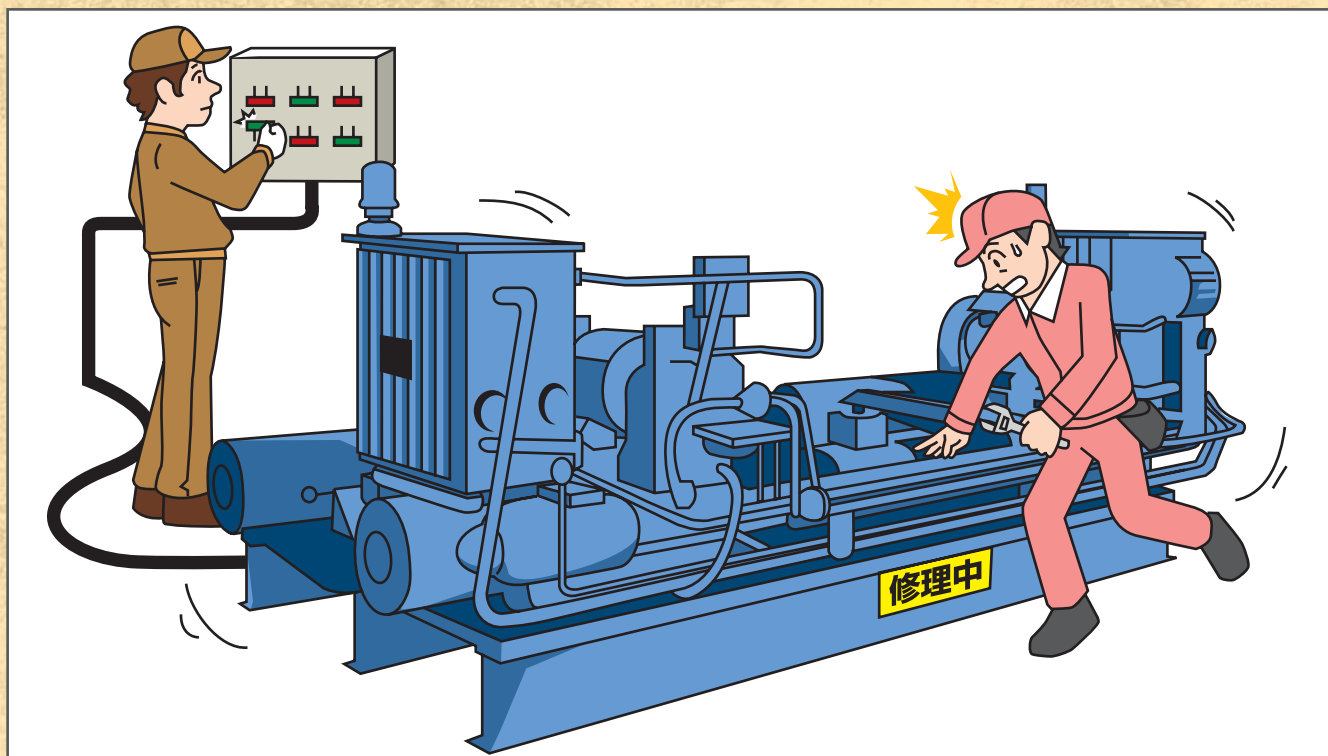


混在職場で作業を行う製造業の事業者の皆様へ

「製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」のポイント



今般、労働安全衛生法が改正され、新たに造船業を除く**製造業の元方事業者**に作業間の連絡調整の実施等が義務付けられました。

これらの措置を円滑に実施するためには、元方事業者が関係請負人も含めた事業場全体にわたる**「総合的な安全衛生管理」**を確立することが重要であるため、**「製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」**を作成しました。混在職場で作業を行う製造業の事業者はこの指針に定められた事項を実施してください。

厚生労働省・都道府県労働局
労働基準監督署